

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 警備業法<ul style="list-style-type: none">第23条第5項第22条第4項、第7項第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件）○ 警備員等の検定等に関する規則<ul style="list-style-type: none">第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：あなたの居住地を管轄する警察署の生活安全担当課 （警備員の方は、所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課でも可）
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03-3581-4321（内線30312、30313）
備 考：